

R J 2 0 0 4 年度総会議事録

1. 開催日時 平成16年10月30日 14時
2. 場 所 静岡県御殿場市 Y M C A 東山荘
3. 出席者数 会員総数220人 出席者数82人（うち書面表決者 35名）
4. 審議事項
 - (1) 議長、書記の選任の件
 - (2) 2 0 0 4 年度活動報告の件
 - (3) 2 0 0 4 年度会計報告の件
 - (4) 会則案の件
 - (5) 2 0 0 5 年度予算案の件
 - (6) 2 0 0 5 年度走行会計画
 - (7) 2 0 0 5 年以降の活動方針の件
 - (8) 役員人事案の件
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長に加藤 孝、書記に佐々木 岳、下山 恵子が選任された
 - (2) 時系列でブルベの活動報告ならびに会の動きの報告がされた
R J 大阪・R J 愛知・R J 神奈川・R J 宇都宮 各主催者より報告がされた
掛川・R J 日立は主催者欠席のため報告されなかった
 - (3) 会計報告
 - 1) 登録費に関する報告（加藤裕子氏からの報告はR J に対し、2004.10.30現在なしのため報告されなかった）
 - 2) 加藤裕子氏離脱後の会計報告がされた
 - 3) 各走行会主催者からの出走費に関わる会計報告がされた（ただし201掛川と306掛川、およびRJ日立主催分を除く）
 - (4) ランドヌール・ジャポン会則（案）に対し 8箇所 の訂正を行い承認された
 - (5) 登録料年額 5 0 0 0 円（うち会費 2 0 0 0 円 保険料 3 0 0 0 円）とし、会員を200人と見積もった場合の収入予定と支出計画が発表され、1月1日から12月31日までの期間分として承認された
 - (6) 走行計画案として承認された
 - (7) 加藤裕子氏欠席の為、意見調整なく活動方針承認された
 - (8) 役員人事は以下の人事にて承認された

会長	加藤 孝
副会長	平山 晟
副会長	本多 海太郎
幹事	白木 緑

幹事	小倉	清
幹事	古山	真也
幹事	片桐	恭弘
幹事	斉藤	喜康
幹事	内海	太裕
幹事	下山	恵子
会計監査	佐々木	岳

6. 議事詳細

6.1. 総会成立条件

総会の開催にあたり、総会が成立する条件（第18条）の「会員総数の5分の1以上の出席」という基準についての妥当性について異議があった。これは他のクラブ等で「3分の1」が多く採用されているという理由による。

これに対し、当クラブは会員が日本各地に分散しており総会に出られにくいということ、および、当クラブは各地の主催者クラブを束ねるという性質上、会員数が大きくなることを考慮すると、例示されたようなクラブよりも少ない出席者割合での成立が妥当であると判断したとの説明が成された。今回の出席者数は「会員数の3分の1以上」をも満たしているので、どちらの数値を採用しても成立している。よって、会則の審議まで議論を保留した。

その後会則第18条（定足数）の審議の時点では異議が提出されなかったので、「5分の1以上」という数値が会則として採用された。

6.2. 2004年会計報告

登録費に関する報告は、加藤裕子氏から当クラブに対し、2004.10.30現在なしのため報告されなかった。424以降の走行会余剰金を原資とするクラブ会計および各走行会の会計の報告があった（ただし201掛川と306掛川、およびRJ日立主催分を除く）。クラブ会計は28,000円の赤字。一方報告できなかった日立を除く各走行会はいずれも黒字で運営されていた。黒字は、今年度は走行会余剰金でクラブ会費を捻出するため、できるだけスタッフの数を絞るなど緊縮予算で運営した結果である。しかし、同時に複数のコースを開催した回など人手不足によりスタッフの負担が増大するなど影響があった。

最終的な今年度会計報告は今後支出の確定後にweb等で公表される予定である。

6.3. 「第1章総則第1条名称 本会はRandonneurs Japonと称する。」

現在スターバイクジャパンの加藤裕子氏がRandonneurs Japonの名称を使用する権利は自らにあると主張して混乱を招いているが、本会の名称を使用することについての見解をただす質問があった。

これに対し、1) 3月7日に設立総会が開かれ、Randonneurs Japon、すなわち現在我々が運営しているクラブが創立され、その設立総会には加藤裕子氏も出席しこの名称に同意した。2) A.C.P.会長からの手紙の冒頭で加藤孝氏がRandonneurs Japonの会長（代

表者: President) に就任したことを認識している。という2点から我々の会が正統な Randonneurs Japonであるとの回答があった。

6.4. 第3条 (目的) 『「ブルベ (Brevet)」という認定システムのもとに体系つけられた』

Brevetというのはフランス語の認定を表す一般名詞であるので、システムと呼ぶのは不正確である。また、第4条の事業における長距離走がBRMと、BRJのルールと複数の基準で開催されるので、どの組織が認定するかが不明確であるとの意見が出された。

しかし、日本で我々が行っている長距離走はまだ一般的でなく、現在自転車雑誌に「ブルベ」と紹介されて知名度を上げている段階である。BRMと呼ぶと正確かもしれないが極限られた人にしか意味が伝わらない。よって、一般的に通りの良い「ブルベ」という呼び名を使いたいという意見も提示された。

議論の結果、『「BRM (以下ブルベ)」のもとに体系付けられた』という表記をとることになった。

6.5. 第3条 (目的) 「P. B. P. を最高峰と位置付け」

P.B.P.の他にも各地で1200kmの敬服に値するブルベが開催されているので、P. B. P. を日本の組織の会則に最高峰とわざわざ位置付ける必要は無いのではないかという意見が提出された。

それに対し、Randonneur Mondiauxの総会でもP. B. P. が開催される年の他の1200kmのブルベの開催禁止を撤廃する案が否決されるなど、国際的にP. B. P. が特別視されている事実が報告された。

会の目的としては該当の文の「諸外国へのイベントへの参加の促進」、「国際的な自転車文化の発展に貢献」に重点をおいており、「P. B. P. を最高峰と位置付ける」は枝葉の事、また、「PBPを始め諸外国のイベントに (以下略)」という部分だけでも十分に他の世界のブルベよりも敬意を払っているという意見もあり、該当部分を削除した。

6.6. 第4条 (事業) 「モンデュ」

Brevet Randonneur MondiauxのMondiauxの日本語表記が「モンデュ」となっているが、発音に近い「モンディオ」にすべきではないかという意見が出た。

6.7. 第5条 (会員)

会則案では会員の定義は各年に会費を本会に納めた者が、その年に限り会員である。しかし、以前の認定を必要とするBRMには前年以前の認定で出場することができる。よって、年度を跨って連続した会員制度にする必要があるのではないかという意見が出た。また、それに付随して、初回登録料と更新料金に差額を付けた会費案や、会員でないものも参加可能な練習走行会などの参加費の扱いについても議論が行われた。

本会およびA. C. P. では認定記録はその会員がある年会員にならなくとも保存される。また、認定の存続と本会の会員であることは独立に議論でき、また、事務運営の簡素化を目的として会員制度は各年毎にすることで合意がとれた。

その他、年会費を納めていない年度内に、効力を持ったブルベやSR認定で海外のブルベに申し込む時に、所属欄にRJと書いて良いものかどうかという疑問 や、海外から日本のBRMに参加する者からは年会費は取らず、保険の加入確認と出走費の徴収のみで参加してもらった前例が話された。

6.8. 会長、および幹事の任期について（第24条、第32条）

会則案では、会長の任期はP. B. P. 開催年を区切りとした4年に対し、幹事は2年で2期以下である。これを2年2期に統一するのはどうかという意見が出された。

会長の作業を考慮すると4年という任期に妥当性があると合意された。また、幹事の合計4年というのは候補が少ない場合、会の運営が難しいのではないかという意見が出た。幹事として専門的な知識の蓄積を活用するために任期を長期化したほうが良いという意見と同時に、任期の制限を設けなければ幹事の固定化や知識の伝達が滞る弊害が予測されるという意見が出た結果、幹事の連続選出は原則3期までとすることとなった。

6.9. 第26条（副会長）「副会長は会長が指名し、嘱託する」

副会長は監査する立場も兼ねて、会長と同様に選出される方が良いという案があった。しかし、会長を補佐し、ときに任務代行するには会長と考え方が著しく異なる場合クラブの運営方針が急激に変化する、また、お互いの所在地が離れていては話し合いや任務代行の際の引き継ぎがやりにくいという困難が発生することから、会長が指名する方式を採用する案に多数で合意した。

6.10. 第10章（走行会）

BRM、BRJ、練習走行会の3種を開催する意義について質問が出された。

BRMはBRMルールに則って、BRJはBRMルールに準拠したBRJルールに則って行われる。BRJ規則は、日本の実情に合わせた規則を適用したい場合のことを考えている。練習走行会はブルベの普及のために会員以外の一般からの参加を認める、また、BRJやBRMを新たに企画している主催者が運営の練習をする機会ともなっている。

6.11. BRM参加費について（附則）

具体的な参加費を定めていたが、各BRMによって必要な費用が変化することが予測されるので具体的な金額は各BRMで決定することとし、附則の金額は削除した。

6.12. 他の誤記等について

その他の編集ミスなどによる誤記が発見され、訂正された。

6.13. 2005年予算案

登録料年額 5 0 0 0 円（うち会費 2 0 0 0 円 保険料 3 0 0 0 円）とし、会員を200人と見積もり計画を立てた。

収入予定：@2,000円×200人 = 400,000円

支出

web広報費	50,000円
郵便代他雑費	250,000円
予備	100,000円

計	400,000円

この予算案が承認された。

6.14.2005年走行会計画

本会の開催する走行会は1月からスタートし、各地で開催される200kmから1000kmまで計34本の予定が発表された。詳細についてはweb等で発表される予定である。

6.15.加藤裕子氏との意見調整

加藤裕子氏は総会に招待したが応じなかったので意見調整はできなかった。しかし、加藤裕子氏が独自のブルベを開催した場合、当会の走行会結果の認定がなされるのかという不安が寄せられた。また、A. C. P. は加藤裕子氏をCorrespondanteとしているが、これは全くの事務的なものなのだから、単に事務的に利用すれば良いのではないかという意見が出た。

これに対し、当会の走行会の結果が認定されない可能性はある。もし加藤裕子氏が走行会を開催し、A. C. P. の認定が欲しいのであればその走行会に参加してくださいとしか言いようが無いという意見が出された。また、補足意見として、これまで各地でブルベを主催または企画してきた主催者には加藤裕子氏とともにブルベを主催する意志がなく、この状況では加藤裕子氏がブルベを主催し発展させることは極めて難しく、もしできたとしても回数・規模ともに小さくなると予測されるというものがあった。

事務的に利用すればよいという意見に対しては日本の窓口ということで認定をフィルタリングすることが可能であり、事務的以上の実効力を持つことが指摘された。実際、過去において認定に関する作業を行ったかの確認に対する対応をないがしろにされた事実の報告がなされた。また現状の混乱に対する過去の経緯の説明が行われた。

多くの議論の後、本会はブルベ運営の実績を積むことによって、A. C. P. に加藤裕子氏から日本のCorrespondantの交代を認めてもらう方針で活動することを多数で合意した。

以上をもって議事全部を終了し，17時30分閉会した。

この議事録が正確であることを証します。

平成16年11月6日

議	長	加藤	孝	印
議事録署名人		佐々木	岳	印
議事録署名人		下山	恵子	印